

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）フジヤ石巻店
石巻市蛇田字新沼田227番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
有限会社フジヤ 代表取締役 伊勢 実
石巻市あけぼの三丁目3番地1

3 市町村の意見の概要

（1）児童生徒の安全に係る意見について

届出のあった（仮称）フジヤ石巻店は石巻市立蛇田中学校及び同蛇田小学校の学区内に設置予定であり、同店周辺道路は多くの集客能力のある商業施設や復興住宅、住居の建築により交通量が多い地区となっている。

石巻市立蛇田小学校及び同蛇田中学校では、日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなど実態をつかみながら具体的に児童・生徒に指導を行っているが、今回届出のあった新店舗の開店時間が午前9時から午後8時となることから、児童・生徒の登下校中及び休日における交通事故の発生が憂慮される。

このことから、新店舗の駐車場出入り口付近及び同店周辺の交通安全対策について最善の配慮を希望する。

（2）環境保全上の意見について

イ 騒音に関する事項

早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を十分に講じるとともに、特に近隣住宅地への対策は十二分に講じること。

ロ 振動に関する事項

届出書には振動に関する項目はないが、今回新たに設置する空調室外機は原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施

設に該当する場合がある。

振動の特定施設について確認し、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。

ハ 光害に関する事項

屋外照明，広告塔照明等については，近隣住宅に対する配慮を十分行い，適切な光害対策を講じること。

ニ 廃棄物対策に関する事項

必要な廃棄物の保管施設の容量は，廃棄物の予測 4.012 m³に対して適切と思慮される。

ホ その他の事項

近隣住宅地の生活環境及び農地に悪影響等が確認された場合には，早急かつ適切に対応すること。

事業内容及び公害防止措置等について，近隣住民に対して十分に説明し，理解を得た上で適切に行うこと（立地後の問題発生を未然に防止するためにも近隣住民から理解を得ることが不可欠である）。

(3) その他

近隣住民等から苦情があった場合は，誠意をもって速やかに解決すること。

4 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

5 縦覧期間

平成29年12月28日から平成30年1月29日まで(ただし，閉庁日を除く。)